

平成 28 年 1 月 15 日
建 設 局

平成 27 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 27 年 12 月 14 日までに、再評価の対象となった 3 事業と事後評価の対象となった 6 事業について、4 回の委員会審議を行ってきました。

平成 28 年 1 月 15 日に、委員会としての意見が「平成 27 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成27年度 京都市公共事業評価委員会 審議結果

(1) 再評価対象事業

番号	種 別	事 業 名	該当条件	審 議 結 果
1	街路事業	山陰街道	③	事業継続は妥当である。
2	土地区画整理事業	上鳥羽南部地区	③	事業継続は妥当である。
3	土地区画整理事業	伏見西部第五地区	③	事業継続は妥当である。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

(2) 事後評価対象事業

番号	種 別	事 業 名	該当条件	審 議 結 果
1	街路事業	新十条通 (伏見工区)	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
2	街路事業	新十条通 (山科工区)	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
3	街路事業	油小路線 (斜久世橋工区)	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
4	土地区画整理事業	洛北第三地区	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
5	土地区画整理事業	洛北第二地区	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
6	下水道事業	下水汚泥集約事業	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業